

近世における靈跡守護の形態

——片瀬龍口寺を中心に——

池 谷 真 敬

はじめに

近世社会における仏教が、寺請制度・檀家制度といった、江戸幕府による宗教統制の枠組みの中で発展してきたことは周知の事実である。本宗において、いくつかの靈跡が寺院として独立し、権威を持ち始めたのもこの時代の事と考えられる。例えば、宗祖伊豆流罪の聖地、伊東では、現在の仏現寺である惣堂が築かれ、各門流に所属する輪番寺院八箇寺により守護されていた。この輪番形態は近世初頭に成立したと考えられ、途中、派閥による分裂も生じたが、近世以降の本末体制の中で、靈跡が本寺並の権威を持つものとして認識され、実際に機能していたことを物語っていた。¹⁾

本稿では、宗祖龍口法難の事跡を伝え、靈跡本山として名高い片瀬龍口寺をとりまく輪番寺院の動向を見るこ

とにより、近世における靈跡守護の形態について考察してみたいと思う。

一、草創期の龍口寺

龍口寺の創建については、弘安年間に六老僧の合力によりなされたもの、あるいは延元二年に中老僧日法が一字を建立したものとあったさまざまな起源が伝えられているが、実際に寺院として成立したのはさらに後世のことと思われる。玄妙日什が京より会津へ下向する途中、宗祖法難の遺跡を参拝した時の記録である『日運記』²⁾の記載によると、日什は明徳二年（一三九一）九月に当地を訪れているが、その時の様子を

同十九日小磯ヲ御立アツテ漸ク日中ニ龍口ノ大道バ
タニ古ヨリ大聖人之御墓ト号シテ小サキ五輪立申セ
ル所アリ

と記している。これによれば明徳年間の龍口寺は寺院とはほど遠い遺跡のような姿であったことが想像できる。さらに埴谷妙宣寺開山日英が応永二十四年(一四一七)に残した『日英末寺等支配注文』³⁾では「片瀬竜口院并旦那」と記載されている。恐らくは龍口寺の前身であり、また応永年間当時の龍ノ口周辺は中山門流の管理下に置かれていたとも考えられる。天正十五年(一五八七)の北条氏直印判状⁴⁾には龍口寺と記されているので、中世末期には寺院として独立した体裁を整えていたと考えられる。

二、輪番寺院八箇寺について

ところで龍口寺が近隣の輪番寺院八箇寺によって守護されていたことはよく知られているが、これは近世初頭には始められていたようである。水戸藩主徳川光圀が延宝二年(一六七四)五月に、金沢・鎌倉方面の史跡・名勝を歴訪した際の記録である『鎌倉日記』⁵⁾には、龍口寺は次のように紹介されている。

竜口寺

寂光山ト号ス。腰越村ノ末ニアリ。日蓮ノ取立タル寺ニテ、初ヨリ開山ナシ。祖師堂ニ首ノ座アリ。石

ノ籠モアリ。日蓮難ニ遭ヒシハ文永八年九月十二日ト云リ。七坊アリ。七ヶ寺ヨリ輪番ニ勤之。七坊、妙伝寺・比企谷ノ末、本成寺・身延ノ末、本立寺・比企谷ノ末、本蓮寺・本国寺ノ末、法玄寺、勸行寺・玉沢ノ末、東漸寺・中山ノ末、是ナリ。外ニ常立寺ト云アリ。悲田派武蔵ノ碑文谷ノ末ナリ。近ゴロ公事有テ、今ハ輪番ニ入ラズ。本堂ニ日蓮ノ木像アリ。番神堂ハ松平飛騨守利次室再興也。

このように輪番寺院について、それぞれの本寺名までかなり細かく紹介されている。ただしここでは碑文谷法華寺の末寺であった常立寺が輪番から外れていたことを記している。碑文谷法華寺は寛文五年(一六六五)に不受不施悲田派を提唱し、寛文の惣滅以降も弾圧を免れていたが、その折衷的態度により受派・不受派両者より非難を受け、元禄四年(一六九一)には幕府より禁ぜられ改宗している。『鎌倉日記』が書かれた延宝二年当時は常立寺もこれらの情勢に少なからず影響を受けていたに違いない。なお常立寺は本寺の碑文谷法華寺を失った後、身延久遠寺直末となり輪番寺院に復帰している。

ここで龍口寺輪番八箇寺の創立年代・開創者・本末関係を列記すると次のようになる。

寺院名(場所) 創立 開山 本寺名

本龍寺(腰越)・乾元元年(一三〇二)・

日行・比企谷妙本寺

勸行寺(腰越)・嘉元元年(一三〇三)・

日実・玉沢妙法華寺

本蓮寺(片瀬)・嘉元二年(一三〇四)・

日秀・京都本圀寺

妙典寺(腰越)・延慶元年(一三〇八)・

天目・比企谷妙本寺

法源寺(腰越)・文保二年(一三一八)・

日行・中山法華経寺

東漸寺(腰越)・正中二年(一三二五)・

日東・中山法華経寺

常立寺(片瀬)・天文元年(一五三二)・

日豪・身延久遠寺

本成寺(腰越)・天正三年(一五七五)・

日経・鎌倉本覚寺

寺院の開創年代ならびに開創者は伝承によるものが多く
いと思われ、明確にすることは難しいが、ほとんどの寺
院が祖滅五十年以内に建立されたと伝えられている。ま
た門流的に見れば日朗門流・中山門流が二箇寺、日昭門

流・六条門流が一箇寺、身延門流は他の門流に遅れて進
出したようだが二箇寺を有している。ちなみにこれら八
箇寺はすべて山号を龍口山といい、門流を越えた連帯意
識を感じさせる。

三、鎌倉三本山による輪番寺院の監視

このように龍口寺は輪番制によって、八箇寺の手によ
り守護されながら明治までの命脈をつないでいたと思わ
れたが、実は輪番八箇寺を監視する三箇寺が存在したの
である。それは鎌倉三本山といわれた比企谷妙本寺・松
葉谷妙法寺・東身延本覚寺である。妙本寺はいうまでも
なく日朗門流の拠点両山の一翼であり、妙法寺は松葉谷
御草庵の地と伝えられる六条門流の触下寺院であり、本
覚寺は一乗坊日出が永享法難の後、建立したもので、日
出の弟子行学院日朝は宗祖の御分骨を当寺に奉安し、故
に東身延と称された。これら三箇寺はいずれも鎌倉では
有力な寺院であり、龍口寺輪番八箇寺に対し、ことある
ごとに圧力を加えている。ここに『片瀬龍口寺惣堂番八
ヶ寺一件』と名付けられた史料がある。

右八ヶ寺之者共心得違ニ哉自立一本寺之様ニ相心得
鎌倉支配三ヶ寺へ対し不届キ義度々有之候ニ付日記

相記し申置候事

本行院四十一世 日義(花押)

- 一 延宝年中ニ惣堂法式廿六ヶ条之相定有之其内一ヶ条ニ公事沙汰ハ不及申支配役寺方ニ相背申間敷事
- 又同此法式相定享保十三戊申年有之……①
- 一 延宝八庚申年五月八日 嚴有院殿御他界之節同年七月四日両山廿二世妙悟院日玄尊師片瀬伊東之両御難所を寺社御奉行松平山城守様へ 日蓮大難所ニ付弘安年中直弟共寺建立致宗門一ヶ之本寺之由御願申上候得ハ山城守様ヨリ 御老中へ御申上御聞濟之上則山城守様御家来村井惣兵衛古渡善太夫浅井弥右衛門之三人ヨリ片瀬伊東へ召状来ル片瀬ハ惣代本成寺御諷經相勤伊東モ仏眼寺儀相勤御布施三拾貫文拝領致候事同年八月廿八日玄師ヨリ龍口寺へ被下置候書状等有之事紋白ハ其節計ノ事……②
- 一 享保二西十月五日片瀬八ヶ寺江戶勸化致候節鎌倉三ヶ寺之不得差図不埒ニ付八ヶ寺ヨリ誤証文有之事……③
- 一 寛延元戊辰七月紫袈裟掛ケ誤証文事……④
- 一 宝曆四甲戌正月十九日紋白之事ニ付八ヶ寺右着用

致不申候由証文有之……⑤

一同六丙子年正月之証文ニ宝曆三年癸酉年惣堂祖師開帳之節其義ニ付鎌倉三ヶ寺へ誤証文八ヶ寺印形有之事……⑥

一同七丁丑年十一月八ヶ寺仲間一統ニ色衣着用致度願有之候得共其義不相成向後色衣着用致間敷勿論紫袈裟決而掛ケ申間敷由証文有之事……⑦

右有増其外細き事種々有之

一 明和元申年ヨリ本千部之事尤八ヶ寺並信者構中ヨ

リ之証文数通有之事……⑧

これは比企谷妙本寺の司務職であつた本行院の四十一世了解院日義(寛政十一年・一七九九年寂)が、龍口寺輪番八箇寺に向けて発したものである。内容は冒頭に「八ヶ寺の者供、心得違いに自立一本寺の様に相心得、鎌倉支配三ヶ寺へ対し不屈きの義度々これ有り」とあるように、輪番八箇寺に対し注意をうながした、いわば警告書のようなものであると思われる。これにより延宝年間から明和年間にわたる輪番八箇寺の行状がわかるのである。以下、それぞれの条目について、該当する史料を挙げながら考察を試みたい。なお便宜上、八つの条目を①〜⑧として項立てする。

「片瀬龍口寺惣堂番八ヶ寺一件」の検討

①の条目では、惣堂すなわち龍口寺には延宝年中（一六七三〜一六八一）に制定された二十六ヶ条からなる法式が存在し、輪番寺院はその掟に従うべきことが述べられている。特に公儀からの命令は勿論のこと、「支配の役寺」（鎌倉三山）の命令に背かない旨が強調されている。

②の条目では、両山二十二世妙悟院日玄が延宝八年（一六八〇）に「嚴有院殿」すなわち四代將軍家綱（一六四一〜一六八〇）の逝去に際して、寺社奉行へ片瀬・伊東の霊跡寺院を一本寺として安堵されるよう願ひ出たことが記されている。その結果、日玄の願ひは聞き入れ、片瀬の霊跡は当番寺院の本成寺が惣代を勤め、伊東の霊跡は惣堂たる仏現寺が治めるよう通達されている。またその時、幕府より銅三十貫文（金に換算すると七兩半になる）を拝領し、さらに紋白の袈裟着用を許されたようだが、この紋白着用許可は一時的なもので永代にわたるものではないことをここでは強調している。

③の条目では、享保二年（一七一七）輪番八箇寺が江戸において独自の勸化を行い、その時、支配寺である鎌

倉三ヶ寺の指図を受けなかったことを責めている。

④の条目では、寛延元年（一七四八）に輪番八箇寺が紫色の袈裟を着用しない旨の誓約書を出したことが述べられている。その誓約書とは次のようなものである。

一礼之事

一当六月於 惣堂千部発起誦誦之御紫色之袈裟拙僧
共着申候処及御咎御尤ニ奉存候自今已後拙僧共紫
色之袈裟着シ申間敷候為後日如件

寛延元戊辰七月 日 片瀬本龍寺 印

廿七世日輝 花押

同所妙典寺 印

廿五世日登 花押

比企谷

御本山

ここでは龍口寺が惣堂という名で記されている。伊東仏現寺と同様、霊跡が惣堂と呼ばれていたことを示す興味深い記述である。

⑤の条目も④と同様、紋白袈裟に関わる事項である。

⑥の条目では、輪番八箇寺が鎌倉三山の意向に従う旨を連名により差し出したことが述べられている。八箇寺連名の証文は以下のようなものである。

一礼

一去ル宝曆三年酉ノ七月竜口高祖大士御開帳相願候之節 御両山之御添簡相願可申上候所ニ江戸表江直願仕候段不念之至御用捨成被下置難有奉存候然上者已後江戸願之儀者鎌倉三山江御届ケ申上可罷出候為後日仍而一礼如件

宝曆六年子ノ正月 日

法源寺[㊤]

勤行寺[㊤]

本蓮寺[㊤]

本竜寺[㊤]

常立寺[㊤]

東漸寺[㊤]

妙典寺[㊤]

本成寺[㊤]

比企谷本行院様

これによると、宝曆三年（一七五三）の龍口寺出開帳の時、輪番八箇寺は両山の添簡を持たずに寺社奉行へ願ひ出たが、鎌倉三山の口添えがあったためか事なきを得た。従つて今後、江戸表へ願ひ出る時は必ず鎌倉三山へ届ける旨を八箇寺連名で誓約している。

ところで靈跡寺院の行う出開帳については高木豊氏が「出開帳寺院の約半数が祖師伝に關連する靈跡由緒寺院である。これらの寺院の開帳は祖師伝のある程度の普及の上におこなわれたものであり、同時に開帳が祖師伝を參詣者に教えるものであつたことを示すものであろう。」

^②と述べている。また北村行遠氏は「龍口寺のように、はじめのうち出開帳を行い、江戸市民の中にこれらの寺院の開帳が浸透し、江戸市民の地方寺社への參詣が盛んになると居開帳に切り替える寺院もあつた」と述べている。

さて文政五年（一八二二）龍口寺は江戸深川浄心寺において出開帳を行っているが、その時の開帳願ひが残されている。

（中略）竜口祖師堂及大破候故難叶自力依之江戸表ニ而開帳仕其以助成修復仕度奉存候故去年ヨリ八ヶ寺相談仕候得共江戸講中熟談不仕ニ付此度拙寺出府仕段立入種々相談仕候而漸熟談ニ相成右ニ付宝曆二開帳之節本國寺役寺三寺江相願候段控書ニ御座候故任先例三寺江相願其上大久保様へ御差出之願書差上候所御役寺ヨリ仰付被成候者八ヶ寺之諸役寺江相届申様御申被成候故江戸諸役方相廻り申候鎌倉御役寺江届ケ延引ニ相成候段失敬之至ニ奉存候へ共（中略）跡先ニ相成候段右之訳合候へハ何卒御免成被下来三月十一日より開帳仕度奉存候間此段御聞濟成被下候様奉願候 恐惶謹言

五月十二日

片瀬村 本蓮寺

妙本寺 御役僧中 貴下

これは輪番八箇寺の一つ本蓮寺が鎌倉三山の一つ妙本寺に提出した開帳願いである。これによると当時、当番であつた本蓮寺は開帳を行うに際し、まず輪番八箇寺の中で相談し、出府するやいなや江戸の講中を訪ね、その上で先例に従つて自門流の本寺である京都本圀寺の役寺三寺（江戸触頭）に願ひ出ている。役寺は、寺社奉行にその旨を申請するのだが、それと同時に龍口寺輪番八箇寺それぞれの本寺の役寺へも届け出をせよと本蓮寺に申し付け、それを受けた本蓮寺は江戸中の各門流役寺を訪ね回り奔走している。こういった事情により妙本寺への届け出が送れたことを謝罪し、本蓮寺は開帳の手筈を取り付けている。これからもわかるように、龍口寺のような輪番制度を持つ靈跡寺院が開帳を行おうとすると、かなり面倒な手続きを要していたことがわかる。文政五年の開帳を例にとると、①輪番寺院同士の間談②各輪番寺院が所属する門流の触頭寺院への届け出③地元鎌倉の支配寺院への届け出と、すなくとも通常の開帳手続きよりも多くのプロセスを踏んでいる。尚、文政五年の開帳の成果なのか、それから十年後の天保三年（一八三二）に龍口寺の伽藍再建がなされている。

⑦は色衣着用に関わる八箇寺の証文についての条目である。その証文は以下の通りである。¹⁵⁾

一礼之事

一今般仲間一同色衣之義御願申上候所御承引無之段御尤至極ニ奉存候此已後色衣一切着用仕間敷候勿論紫袈裟着用之義者勿論一同着用仕候ハ、如何様ニ茂御罪被仰付候共御恨申上間敷候為後日仍而如何件

宝曆七年丑ノ十一月 日腰越村 妙典寺^⑧

本竜寺^⑨

智光院（花押）

比企谷 御当番

これによれば八箇寺は一同に色衣着用の許可を鎌倉支配寺院に願ひ出ているにもかかわらず、その願ひは却下され、それぞれか今後は一切、色衣ならびに紫袈裟は着用しないという証文まで提出している。また、もし色衣を着用したのなら、いかなる罪を仰付けられても恨みを申さないと述べているあたり、鎌倉支配寺院の威力の大きさをうかがわせる。

⑧は明和元年（一七六四）の龍口寺千部会に関する八

箇寺の証文についての条目である。その証文は以下の如くである。¹⁶⁾

一礼

一龍口寺千部之儀祖師堂及大破候処毎年所々千部勸化仕候而者祖師堂為修復之ニ茂相成不申候故八ヶ寺相談之上明酉年千部之儀者相休候様ニ決談仕候依之張札并ニ月次説法之砌も此旨披露仕候然処今般願主香川村武右衛門当所三ヶ村信者等達而千部相動候様ニ願候得共張札披露仕候故相成不申候由申聞候得共亦候此度願主武右衛門所々信者御両山江奉御願候ニ付龍ノ口八ヶ寺并右願主講中双方被遊御吟味候上ニ而被為対決 仰付候旨依之信者方ヨリ乱橋妙潮寺御頼申上祖師堂御為ニモ相成候様ニ取捨之儀御願申上候而明酉之年千部相動候様八ヶ寺信者熟談仕候様ニ相願申候ニ付然上者当申年ヨリ今年之通飯米明酉ノ三月ニ龍ノ口迄相送可申由ニ御座候同金子三拾兩信者方ヨリ三月中ニ請取可申筈ニ御座候残而不足金之儀千部相濟惣勘定之砌差出筈ニ仕候尤千部中散物之儀者毎日信者并ニ八ヶ寺之内行司立合之上吟味仕候旨八ヶ寺へ相願祖師堂修復料ニ可仕候千部中取賄之儀者今年之千

部之通諸寺八ヶ寺ニ而可仕候右之通り取扱八ヶ寺并講中連印差上候旨相違無御座候 仍而一礼如件
明和元年申十一月 日

本蓮寺[㊤]

本成寺[㊤]

常立寺[㊤]

法源寺[㊤]

本龍寺[㊤]

東漸寺[㊤]

勤行寺[㊤]

妙典寺[㊤]

香川村願主

武右衛門[㊤]

四谷村

太郎右衛門[㊤]

引地村

六左衛門[㊤]

津村

治左衛門[㊤]

片瀬村

彦兵衛[㊤]

乱橋村

妙潮寺[㊤]

腰越村

半兵衛[㊤]

妙本寺御当番様

鎌倉 本覚寺様

松葉谷妙法寺様

これによると、龍口寺では祖師堂の大破以来毎年千部会を催してきたが、祖師堂修復もままならないので明和二年（一七六五）の千部会中止を、張札と月次説法の席にて発表した。しかし香川村武右衛門をはじめとする信者達は千部会開催の願い強く、両山へ願い出た。両山の命により八箇寺・信者講中は討議し、なおかつ信者達が近隣の乱橋村妙潮寺（比企谷妙本寺末）へ仲介を頼み、そ

の結果、明和二年の千部会は例年通り行われることになった。これに伴い、入り用の米ならびに金三十兩を、信者達が来年の三月までに龍口寺に届け、千部会開催中の散物（賽銭のこと）については毎日、信者と八箇寺内行司の立会いの上吟味することが記されている。そして千部会によって得た収益を祖師堂修復に充てる旨を八箇寺・信者講中連名で署名している。宛先は鎌倉支配三山である。この証文よりわかるように、千部会などの行事は輪番八箇寺の支配により行われているが、時には信者講中の意向が強く反映されることがあった。また千部会開催の目的は祖師堂修復にあり、かなり大掛かりな興行であったと思われる、それだけに信者講中の協力は不可欠であった。そして鎌倉支配三山はこういった時の監視役として機能していたものと考ええる。

以上、比企谷本行院による龍口寺輪番八箇寺への八か条の詰問について見てきた。これらの中で特に目立つものは、紋白袈裟や色衣の着用に関わる規則である。輪番寺院がこのような格式を持つことを、鎌倉支配寺院は断固として認めようとしなかった様子がうかがえる。また江戸での出開帳や千部会などの興行の際にも鎌倉支配寺院は、厳しく輪番八箇寺を監視していた。こういった支

配寺院の行動は、輪番八箇寺に独自の権限と寺格を持たせまいとする意思のあらわれではないかと考える。

そもそも輪番八箇寺の上に支配三箇寺が置かれたのは、①の条目にあるように延宝年中（一六七三～一六八一）に惣堂法式二十六ヶ条が定められ、その中に「支配役寺ニ相背申間敷候事」とあることから近世初頭のことと思われる。こういったシステム形成は霊跡の支配権を輪番寺院もしくは特定門流に独占させまいとする門流同士のせめぎあいの結果でもあったと考ええる。

四、小 結

これまで、近世における霊跡守護の形態として、龍口寺をとりまく輪番八箇寺とその管理者たる鎌倉支配三箇寺の動きについて見てきたが、そこには同じ霊跡である伊東との共通性が多々見い出せる。宗祖法難の地として、その土地自体が宗門にとって非常に重要な意味を持つ霊跡は、長い間モニュメントとして人々より崇拜されていたと考えられる。それが近世初頭の頃より伽藍としての規模を整え始め、近隣に既に存在していた幾つかの寺院が輪番により守護するという形態が生じたものと思われる。伊東も片瀬も各門流に所属する八つの寺院により輪

番守護されていた点は非常に酷似している。そして場合によっては幕府権力に頼り、霊跡を一本寺として安堵されるよう働きかけていた点も共通している。これは推測にすぎないが、霊跡はその性質上、寺院として独立した時期が遅く、従って近世以降の寺請け制度からは外れ、経済的基盤に乏しかったのではないか。そういった場合、本寺並の権威を望もうとするのは当然のなりゆきであったと思われる。また霊跡はその性質上、宗門全体の聖地であり、特定の門流の所有するところではないという考えから、霊跡を一本寺たらしめんとする動きが生じたとも考えられる。いずれも推測の域を出ないのであるが、近世当時の日蓮宗における霊跡寺院の位置付けを知る上で何らかの手掛かりとなるのではないかと考える。

註

- (1) 拙稿「伊豆国伊東地方における日蓮教団の展開―霊跡守護の形態について―」(『日蓮教学研究紀要』第二十五号 所収) 参照
- (2) 『日蓮宗宗学全書』第五卷五一頁
- (3) 中尾堯氏編『中山法華経寺史料』一七四頁
- (4) 『藤沢市史』一巻六八六頁
- (5) 『鎌倉市史』一巻八一頁

(6) 妙法寺が近世以降の鎌倉において触頭としてその地位を高めていった過程については、北村行遠氏著『近世開帳の研究』(名著出版)に詳しい。

(7) 『大田区史資料編』寺社2三四二頁

(8) 徳川家綱と日蓮宗との関わりを見てみると、家綱の乳母である三沢局(小堀遠州の妻・法号淨心院妙秀日求尼)は江戸深川淨心寺の開基であり、淨心寺は明暦三年(一六五七)に家綱より官許を得ている。また延宝八年(一六八〇)の家綱葬儀の際には、小湊誕生寺・碑文谷法華寺・谷中感応寺の悲田派寺院が江戸寛永寺における飄経に列席し布施を受けたと『不受不施旧記』に記載されている。

(9) 史料中には「仏眼寺」と記されているが伊東仏現寺と見てよからうと思う。同寺は古来より惣堂と呼ばれてきたが、延宝八年(一六八〇)当時には既に仏現寺の名が用いられていたことになる。

(10) 『大田区史資料編』寺社2三〇二頁

(11) 『大田区史資料編』寺社2三〇五頁

(12) 高木豊氏「日蓮宗の開帳と縁起」(『大崎学報』一一三・一四合併号所収)

(13) 北村行遠氏前掲書四三頁

(14) 『大田区史資料編』寺社2五一九頁

(15) 『大田区史資料編』寺社2三〇五頁

(16) 『大田区史資料編』寺社2三二〇頁